

市第 47 号議案 横浜市外郭団体等経営向上委員会条例の制定について

1 提案理由

外郭団体等のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に対して適切な関与を行う目的で、市長の附属機関として横浜市外郭団体等経営向上委員会を設置するため、横浜市外郭団体等経営向上委員会条例を制定します。

2 所掌事務（第 2 条）

委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議します。

- (1) 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外郭団体等に対する市の関与の在り方に関すること。
- (2) 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に関すること。
- (3) 外郭団体等の設立、解散、合併等に関すること。
- (4) その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項

3 委員会の構成（第 3 条、第 5 条）

- (1) 委員
学識経験者等 7 人以内
(学識経験者、企業経営者、公認会計士等)
- (2) 臨時委員
特別の事項の調査審議に必要な者 若干人

4 任期（第 4 条、第 5 条）

- (1) 委員
2 年
- (2) 臨時委員
特別の事項に関する調査審議が終了したときまで

5 施行期日（附則）

公布の日